

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和6年11月25日（月曜日）
午前10時開会 午後1時50分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係
 - (4) 市民生活部関係
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	滝田	賢治
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	目黒	英一
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（20名）

市長公室長	山口	正通
総務部長	塚本	哲生
市民生活部長	水田	和広
消防長	檜山	保明
消防次長	堀本	良博
政策企画課長	佐々木	啓
行政経営課長	天貝	健一
D X推進課長	土田	俊紀
財政課長	瀬古澤	時人
総務課長	細野	賢司

人事課長	塚本	浩幸
管財課長	皆藤	秀宏
納税課長	北島	康雄
市民活動課長	大貫	三千夫
生活安全課長	中山	悟
市民課長	菊田	宏巳
環境衛生課長	羽成	健之
消防総務課長	持丸	恒次
予防課長	比氣	武行
警防救急課長	堀越	一良

事務局職員出席者

主 査 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○**奥谷委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

○**奥谷委員長** それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和6年、11月25日開催の消防本部フォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、消防施設関係事業について、執行部より説明を願います。

○**持丸消防総務課長** 消防総務課です。資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について、消防施設関係事業をお開きください。消防施設関係事業に伴う補正予算について御説明いたします。1の補正の理由といたしまして、消防施設を適正に維持管理するための車両修繕費において、高額な修理費用を要し、今後のはしご車定期点検、水と消火薬剤を混ぜて泡を作る装置のキャプス点検、車両のタイヤ交換など修繕料に不足が生じるため、補正予算を要求するものです。当初は、見込みに対して要求額を算出し、事業を進めておりますが、今年度は、補修部品の高騰、また、緊急的な修理に対応した救急車両のエンジンの載せ替えなどが影響したことによる補正となります。補正額といたしましては、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、10節需用費、車両修繕として137万9,000円となります。説明は以上となります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料①イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、消防庁舎整備事業について、説明を願います。

○**持丸消防総務課長** 消防総務課です。つぎに、資料①イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について、消防庁舎整備事業をお開きください。こちらは、新消防庁舎整備事業に伴う債務負担行為となります。1の概要ですが、本事業につきましては、南部を管轄する2署の統合に伴い、新たに消防署を整備するものでございます。後ほど、御説明させていただきますが、本議会において新消防署事業用地に係る財産の取得について、議案として上程しております。議決後になります。地権者との契約を予定しております。その後、今年度中に一般競争入札を実施し、基本・実施計画業務を決定、令和6年度から令和7年度の継続事業として、基本・実施設計業務を実施するための債務負担行為でございます。2の補正の理由につきましては、2署の統合に伴い新消防署を建設することを目的とした基本・実施設計業務委託の予算について、あらかじめ債務負担行為を設定することにより入札時期が早まり、設計業務期間が実質3か月程度延びることで設計精度の向上、入札不調防止などを本旨としております。3の事業設定期間につきましては、令和6年度から令和7年度まで債務負担行為を設定し事業を継続する期間となります。4の債務負担行為の設定額でございますが、令和6年度から令和7年度で9,644万8,000円でございます。全体予算の配分内訳といたしまして、

今年度は2月末に契約を締結予定のため0パーセント、実質的な事業開始となります。令和7年度につきましては100パーセントの割合といたしまして事業を進めてまいります。また、現在の進捗状況といたしましては、7月に策定いたしました基本計画後、三中地区、四中地区、六中地区への地区長説明会を実施、8月に同3地区に対する住民説明会を実施いたしました。こちらにつきましては、住民の皆様から応援の意見が多くあり、より良い庁舎、南部地区の拠点になるよう整備できればと考えております。その後、測量調査業務委託、補償物件調査業務依頼を実施しております。さらに、土地評価業務依頼、不動産鑑定評価業務依頼を実施いたしまして、完了したところでございます。危惧しておりました埋蔵文化財調査に関しましても、先日担当課による試掘調査が終了いたしました。遺跡等は発見されず調査が完了しております。地権者につきましては、この後の財産の取得のほうで御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 基本実施設計に当たっては、本署はプロポーザル方式を採用したと思いますが、今度はどのような方式でやる予定でいますか。

○持丸消防総務課長 今議員がおっしゃられたように、本部はプロポーザルのほうを入れさせていただきましたが、今回は一般競争入札で実施予定でございます。理由としましては、求めている庁舎に関しまして、デザイン性というのは本部で済ませているところもありまして、今回は職員が働きやすい庁舎、後は一般市民が来ていろいろなことができるような点に重点を置きまして、そういったことを含めて、自分たちの意見が一番入りやすい一般競争入札というふうな形をとっております。

○篠塚委員 入札の際には、消防でこういう形のものを作っていくと要望を全部出して、それを踏まえて入札していただくということでよろしいですか。

○持丸消防総務課長 はい、そのとおりになります。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員 すいません、細かなことで申し訳ないのですが、角地に建つということでイメージしているんですが、入口は角の両方の道路に切るということでよろしいですかね。

○持丸消防総務課長 今現在その辺も踏まえて調整をしているところですが、やはり角地になりますので、いろいろな条件があるということを伺っております。県も含めまして、今から協議していくところなので、決定次第、お知らせできればと思っております。

○奥谷委員長 ほかに、よろしいですか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①ウ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、救急資器材整備事業について、説明を願います。

○堀越警防救急課長 資料①ウの令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について、御説明させていただきます。本補正は救急資器材整備事業となります。補正理由につきましては、現在、消防本部が行っている市民に向けての応急手当普及活動で使用しているAEDトレーナーにつきましては、機器の経年劣化が進んでいる状況でござ

います。このことから、機器の更新計画を策定いたしまして、予算要求していたところ、消防費寄付金を受けましたので、補正予算を要求し、AEDトレーナーを購入するものがございます。資料の写真を御覧ください。この資料は、AED実機の写真になります。AEDトレーナーは、この資料と同じ形をしていますが、AEDのように心電図の解析や、電気ショックを行うことはできません。主な用途としましては、心肺蘇生法の訓練やAEDの使用法を学ぶための訓練機になります。操作の基本となるボタンを揃え、操作感も実物に近づけて、実際の救命処置に必要なスキルを身に着ける資器材となります。補正額につきましては、歳出、第8款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第17節備品購入費、補正前0円、補正額96万3,000円、補正後の備品購入費も96万3,000円でございます。財源内訳につきましては、明治安田生命保険相互会社つくば支社様から寄付していただいた93万2,000円のほか、一般財源から3万1,000円支出し、合計96万3,000円となるものでございます。その他についてですが、先ほど申し上げましたとおり、明治安田生命保険相互会社つくば支社様から私の地元応援募金により寄付金が納付されましたので、令和7年1月22日水曜日、午後1時から市役所にて寄贈式が行われる予定でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員 93万2,000円というのは、1台分の金額ですか。

○堀越警防救急課長 この金額は7台分の金額でございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②財産の取得について、消防庁舎整備事業について説明願います。

○持丸消防総務課長 消防総務課です。資料につきましては、資料②財産の取得について御説明させていただきます。本事案は、2署の統合に伴い新たな用地に新消防署庁舎を建設するための用地取得に関するものになります。地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に定めている予定価額が2,000万以上かつ5,000平方メートルの不動産の買入りに該当しております。令和9年度中の完成に向け事業を邁進しておりますが、この度、事業用地である10名の地権者との協議が整いましたことから、本事案につきまして議会の承認をお願いするものでございます。はじめに、箱の左側上段、区分と記載がありますが、上段から買収の目的といたしまして、消防庁舎整備事業に伴う用地取得でございます。つぎに、買収につきましては、右靱地内、国道125号線バイパスと県道土浦竜ヶ崎線の交差点、南東側の場所となり、土浦市右靱字内路地1036番ほか23筆でございます。地目につきましては、畑・田・山林となっており、買収面積6,998.14平方メートル、買収の方法といたしましては、随意契約、買収価額は総額6,021万8,914円でございます。なお、各地権者皆様の御理解、御協力のもと、仮契約につきましても締結しておりまして、本議案について議会の議決が得られましたら、本契約を締結する予定でございます。2ページをお願いします。参考資料となりますが、こちらの中央の赤の部分

が買収予定の土浦市右靱字内路地1036番ほか23筆の事業用地位置図でございます。先ほど、柳澤委員からもありましたように、こちらの交差点の角の入り口については、県と打合せをやっておりまして、両方からなるべく入れるように、市民が使用しやすい入り口を検討しておりますので、決定次第、またお知らせできればと思っております。説明は、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、報告事項に移ります。資料③令和7年土浦市消防出初式について、説明願います。

○堀越警防救急課長 資料3の令和7年土浦市消防出初式についてをお願いいたします。令和7年土浦市消防出初式について御説明させていただきます。まず、目的につきましては、土浦市の消防力を披露することで、消防への理解と信頼を深めるとともに、火災予防思想の普及を図ることを目的として実施するものでございます。今回の出初式から、団員と参観者の皆様の負担軽減を考慮し、毎年行っていた屋外での市長観閲を廃止させていただきましたので、御了承をお願いいたします。実施日時についてですが、令和7年1月11日土曜日、8時30分開始予定でございます。会場につきましては、式典をクラフトシビックホール土浦の大ホールで実施し、その後、場所を移動して、分列行進は川口運動公園周回道路にて実施、一斉放水は川口二丁目、港町二丁目の霞ヶ浦湖畔にて実施する予定でございます。式典と分列行進の間の10時45分から11時10分に、三帆ひろば脇のプロムナードにて土浦とび職組合による木やり歌とはしご乗りの演技を披露させていただきます。駐車場につきましては、分列行進及び一斉放水は川口運動公園西駐車場及び運動ひろばサブグラウンドとなり、式典に関しましては、クラフトシビックホール土浦の駐車場になります。また、雨天の場合は式典のみの開催となり、市内の災害発生状況によっては、中止になる場合がありますので、御了承のほどよろしく願います。委員の皆様への招待状につきましては、後日、メールにて送信させていただきますので、よろしく願います。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、消防本部からございますか。

○檜山消防長 ございません。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

○古沢委員 荒川沖消防署の面積は、どのくらいあるんでしょうか。

○堀本消防次長 築面積が365.43平方メートル、延べ面積が537.82平方メートル、敷地面積3,361.80平方メートルでございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、ないようですので、消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**奥谷委員長** それでは、市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）について、執行部から説明を願います。

○**土田DX推進課長** DX推進課でございます。資料①のアをお願いいたします。土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）についてでございます。はじめに、本条例は、マイナンバーの利用並びに特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めたものでございます。1の改正理由でございます。地方公共団体は、住民基本台帳や地方税等の基幹業務システムを国が整備しました標準化基準に適合するシステムへ、令和7年度末までの移行完了を目指しております。そのような中、本市におきましては、令和7年1月6日から、標準準拠システムへ段階的に移行いたします。システムの移行に伴いまして、国より、住登外者（住民登録外登録者）の登録・管理を行う住登外者宛名番号管理機能を扱う事務につきましても、マイナンバーの独自利用事務などと同様に条例に定めるよう通知がございましたので、各事業に住登外者の情報の管理に関する事務を追加するため、本条例の一部改正を行うものでございます。2の改正内容でございます。資料①イの1ページの表をお願いいたします。（1）別表第1の改正でございます。独自利用事務として、個人番号の利用範囲において、市長部局及び教育委員会の事務に「住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」の文言を追加いたします。同じく1ページの下段及び2ページをお願いいたします。（2）別表第2及び別表第3の改正でございます。特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、別表第2の各事業の事務に「住登外者宛名情報」の文言を追加いたします。2ページ下段の表をお願いいたします。別表第3の教育委員会が市長部局から情報提供を受ける事務に「住登外者宛名情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」の文言を追加いたします。3の施行日でございますが、令和7年1月6日から施行いたします。資料①ウは、新旧対照表となります。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料②ア令和6年度土浦市一般会計補正予算（第5回）（案）、水郷筑波サイクリング環境整備事業について、説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。本定例会において、補正予算として計上予定の水郷筑波サイクリング環境整備事業につきまして、御説明をさせていただきます。資料②ア令和6年度土浦市一般会計補正予算（水郷筑波サイクリング環境整備事業）をお開き願います。1の補正理由を御覧いただきまして、今年の5月に福島県から本市へプロのロードレーサーであります西尾勇人選手が移住してまいりました。この西

尾選手にスポットを当てて、新たに魅力的なサイクリングイベントを開催したいというものでございます。2の補正予算額を御覧いただきまして、予算につきましては、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の12節委託料へ200万円を増額補正いたしたいというものでございます。なお、財源につきましては、関東スチールの親会社である株式会社共英製鋼から、1,000万円の企業版ふるさと納税をいただけることとなり、その一部を有効に活用するものです。3の事業概要を御覧いただきまして、①の開催時期につきましては、年明けの3月を予定しており、資料一番下の米印を御覧いただきまして、例年3月にアトレさんが開催しております土浦レイクサイドバイクロアと同時開催することで、既存イベントとの相乗効果による魅力の向上とPR効果を最大限に発揮いたしたいと考えております。そのようなことから、②の開催場所といたしましては、バイクロアを開催する霞ヶ浦総合公園ほかといたしまして、③の参加対象といたしましては、なかなか市民の方が参加する大会がないといったこともございまして、今回市民の方にも積極的にPRして、市民の方と市外から本市を訪れるサイクリストの皆様を対象といたしたいと考えております。④の内容でございますが、1点目といたしまして、西尾選手をはじめとするゲストやサポートライダーとともに、市内の観光スポットなどをめぐるライドイベントを開催するほか、2点目として、ゲストによる自転車のまち土浦のPRイベントやゲストと参加者との交流会などを開催いたしたいと考えております。タブレット一つ戻っていただきまして、資料②ア別添に西尾選手のプロフィールを付けました。西尾選手は北海道出身で、1994年生まれでちょうど今30歳になります。これまで参加されたレースの結果ですが、学生時代に修善寺オープンロードで優勝、そのほか、全日本選手権アンダー23で9位、ツール・ド・おきなわチャンピオンレース、こちらは、UCIレースと言いまして、UCIの公式レース、国際自転車競技連盟の公式レースでございますが、自転車競技というのはポイント制になっておりまして、ポイントをある程度毎年取らないと、こういうレースに出ることができないといった状況でございますけれども、ツール・ド・おきなわにおいて、最終的に残った90名の中で4位になっていると、そういった方でございます。右側を御覧いただきまして、今現在は元パラリンピックタンデムパイロットで銀メダリストであった大木さんという方が笠間市に住んでございます。この方のインソールの企画開発販売会社に勤めながら、こういったロードレースの活動している状況でございます。説明につきましては以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、通信環境向上事業について、説明を願います。

○土田DX推進課長 DX推進課でございます。資料②のイをお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、通信環境向上事業の補正につきまして、御説明申し上げます。本庁舎と外部施設とを結ぶネットワークの切替えに当たりまして、通信を遮断せずに全面的に切り替える必要がございますことから、2か月間の新旧サー

ビスの重複期間が生じてしまうと業者から説明がございました。対象の施設につきましては、2に記載してございます各地区公民館をはじめ、各支所・出張所など31施設となります。通信費用につきましては、3に記載してございます月額167万7,000円でございますので、4の補正額といたしまして、2か月分の335万4,000円の補正をお願いするものでございます。5のスケジュールでございますが、サービスが重複する期間は、令和7年2月、3月となります。令和7年3月末には新サービスが利用開始となります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○柳澤委員 重複してしまうというのは、何かこううまく先方からなかったんでしょうかというのが一番気に掛かるところです。

○土田DX推進課長 今、柳澤委員がおっしゃったとおり、業者でありますNTT東日本のほうから、やはり断線をするわけにはいかないということで、どうしても部分的なネットワークをやるのではなくて全面的に、面的にするということで、全体のネットワークですので、やはり2か月間程度要してしまうということで、NTTのほうからございました。

○柳澤委員 ありがとうございます。ネットワークを切るわけにはいかないと、その安全を見てということで承知はいたしました。これは既存の回線を全て利用して、新規で回線を引くとかそういったことはないということでよろしいでしょうか。

○土田DX推進課長 既存のものと言いますか、新たにそのシステムに全面的に切り替えるという形でございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、報告事項に移ります。資料③3か年事業実施計画について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。令和6年度3か年事業実施計画について、御説明をさせていただきます。資料③3か年事業実施計画をお開き願います。3ページ、1のはじめにを御覧いただき、この3か年事業実施計画を策定する意義でございますが、まちの将来像である「夢のある元気のある土浦」の実現に向けて、第9次総合計画で掲げている様々な政策方針を具現化するための事業を定め、市民の皆様にお知らせるために策定するものでございます。その下、2の第9次土浦市総合計画においては、このページから11ページにかけまして、改めて総合計画の全体概要などをまとめさせていただきました。12ページを御覧いただき、3ではこの実施計画に掲載する対象事業を、4では計画策定に当たっての基本認識についてまとめたものでございます。13ページを御覧いただきまして、ここからが実施計画となります。まず、1の主要事業でございますが、20事業ございます。主なものといたしましては、一つ目の箱で、速やかに4車線化をすることで交通渋滞の緩和を図ることを目的として、昨年度から用地買収を行っております荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業でございます。二つ飛びまして、本年9月に新規事業化されたスマートインターチェンジ整備事業でございます。二つ飛

びまして、現在、県や沿線自治体とともに環境整備を進めております水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。下から三つ目の箱を御覧いただき、空調設備をはじめ長寿命化改良工事を予定している上高津貝塚再整備事業・長寿命化改良事業でございます。1枚おめくりいただきまして、上から三つ目の箱で、現在、全学校施設を対象に、計画的かつ効率的・効果的に進めている小中学校長寿命化改良事業でございます。その下の箱で、令和10年度の開校を目指し、来年度実施設計に着手する上大津地区統合小学校整備事業でございます。15ページを御覧いただきまして、ここからは、四つのリーディングプロジェクトとなります。それぞれ、主だったものを御説明いたしますと、まず、リーディングプロジェクト1、子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくりでは、1枚おめくりいただきまして、3教育環境の充実の二つ目といたしまして、令和8年度に、パソコン等の更新を予定しております小中学校のGIGAスクール構想推進事業です。17ページを御覧いただき、リーディングプロジェクト2、未来につなげる「地域の宝」を生かしたまちづくりでは、このページの下箱の2「地域の宝」の戦略的な発信の一つ目で、今年度、新たな戦略プランを策定し、そのプランに基づき、様々な取組を進めていくシティプロモーション推進事業でございます。18ページを御覧いただき、リーディングプロジェクト3、暮らしやすさ、働きやすさが人を呼ぶまちづくりでは、2地域経済の活性化の三つ目で、主要事業の中でも御説明をいたしました、1日でも早い整備に向け、鋭意進めておりますスマートインターチェンジ整備事業でございます。19ページを御覧いただきまして、リーディングプロジェクト4、安心な市民生活を支える災害に強いまちづくりでは、1防災・減災対策の充実の三つ目で、市民の防災意識を高めることで、地域の連携や防災力を強化することを目的とした地域防災力強化事業でございます。20ページを御覧いただき、こちらから34ページまでは、第9次総合計画に掲げる市政運営全般を包括した八つの基本目標をもとに、今ほど御説明した主要事業やリーディングプロジェクトの事業に加え、現在、継続で進めている事業などをそれぞれの分野ごとに取りまとめたものでございます。こちらは、後ほど御確認いただければと存じます。説明につきましては、以上となります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** 3か年計画の主な事業の中で、花火大会事業がここに明記されているんですが、令和7年度は記念大会として開催するという事ですから、今度は令和7年度の予算にこの辺は反映していくお考えでいるのでしょうか。

○**佐々木政策企画課長** 計画の中には、一応100周年ということで入れさせていただきました。ただ、今年度開催できなかったということもございまして、まずは、しっかり開催すると、そういったことで、今関係課のほうも来年度の開催に向けて、どういうふうで開催するのか検討しているところでございます。金額についても、今までの金額を仮置きしているような状況でございます。とりあえずです。以上でございます。

○**篠塚委員** 開催できるようにするのは当たり前の話で、ここに7年度と明記しているんですから、記念大会として。これは予算計上していくべきことではないかと思っておりますので、今までどおりということでは、記念事業にならないでしょうか、その辺のとこ

ろはしっかりと、書いた以上は実施していただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○佐々木政策企画課長 担当課のほうでも、今、ゼロベースで積み上げといいますか、考えているところがございますので、内容をどういうふうにやっていくのかも含めて、しっかり来年度の開催に向けて検討していきたいと考えてございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について説明願います。

○瀬古澤財政課長 資料④長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方をお願いいたします。3ページをお願いいたします。こちらは、3か年事業実施計画と合わせて毎年12月議会で報告させていただいております長期財政見通し、財政運営の基本的な考え方の前提条件となっております。一番上の長期財政見通しの策定につきましてはこちら文章のとおりでございますが、要約しますと財政面における将来に向けた課題と対応を整理いたしまして、財政運営の健全性を確保するための指針として活用することを目的に、10年間をスパンとしまして、毎年財政課でローリング式に作成しているものでございます。今般令和6年度の長期財政見通しを作成いたしましたので、御説明させていただきます。その下、2番、3番につきましては、この長期財政見通しは一般会計の見通しであって、期間としましては令和7年度から令和16年度までの10年間となっております。そのほかの前提条件としましては、先ほど政策企画課から説明がありました3か年事業実施計画の内容を踏まえまして、そのほか、流動的なものにつきましては、修繕費などは年間5億円として、繰越金についても同じく年間5億円、そのほかの投資的経費につきましては公共施設総合管理計画で試算しております約45億円を平準化しまして、見込んでいるものでございます。そのほか、人口推計につきましては第二期土浦市まち・ひと・しごと創生ビジョンにおいて、推計した人口減少などを市税、扶助費などに反映させていただいているというものでございます。4ページをお願いいたします。こちらは歳入歳出の推計方法となっております。ここにつきましては、御確認いただければと思いますが、内容につきましては、先ほどの3か年事業実施計画における事業の方向性、そういったものを踏まえて、またそれぞれの実績や伸び率、そういったものをもとに算出しているものでございます。5ページにつきましては3か年の主要事業でございまして、先ほど3か年の説明であったので割愛させていただきます。6ページ、7ページをお願いいたします。こちらが長期財政見通しの総括表ということで、この資料の肝となる部分でございます。一番上の長期財政収支を御覧ください。こちらは令和6年度から16年度までの見通しとなっておりますが、下を御覧いただきまして、赤い太枠があるかと思えます。こちらは歳入歳出の差額分ですね、こちらを担っておりますが、御覧のとおり、収支においては財源不足が今後も想定されまして、不足分は基金で補填するような形となっております。その下の年度末基金残高の表を見ていただくと、毎年、基金からその不足分を補填しておりまして、7ページの合計の欄を見ていただきますと、

10年間で約251億円の財源不足を見込んでいたというものでございます。年度末の基金残高の欄では、令和12年度には基金が枯渇するというような形になっております。昨年度の長期財政見通しでは、令和14年度で枯渇するというような見込みであったものですから、2年前倒しで基金が枯渇するというような形で見込んでおります。その要因としましては、歳入分としましては昨年見込んでいなかった現在行っている給食費の無償化の分の歳入の減、また新たな事業費としましては、昨年度見込んでいなかった上大津の統合小学校の事業費や、消防庁舎の整備事業費、そういったものを今回の見通しの中で含めたことから、こういった基金減の加速化が見込まれたというような形で考えております。8ページ、9ページをお願いいたします。その中での歳入歳出の見通しでございますが、まず、8ページの歳入につきましては、主な点を申しますと、市税につきましてはコロナ禍が過ぎまして経済活動も回復しているということで、増加傾向で見込んでおります。国・県支出金につきましては、今後見込まれる社会保障費の増などに合わせて増加を見込んでいること、また市債につきましては30億円台で推移しておりますが、令和8年度以降の施設整備などにより50億円台としております。歳出につきましては人件費、扶助費は増の見通しで、投資的経費につきましては先ほどもお話したとおり、45億円程度で推移するような形で推計しております。10ページ、11ページをお願いいたします。基金残高とこちら11ページは地方債の残高です。基金につきましては、先ほどお伝えしたとおり、今回の見通しで申しますと令和12年度分には枯渇する見通しというようになっています。そのほか、7ページ中段の文章にもありますが、今回の見通しで見込んでいない今後含まれてくると思われる大規模事業、そういったものが加味されていくと、さらに基金が枯渇する年度に影響があるのかなというふうに想定しております。11ページの地方債残高につきましては、平成29年をピークに、以降は借入額よりも償還額が上回っていることから、地方債残高は減少傾向になっております。ただし、先ほどお話したとおり、今後の大規模事業によっては、地方債の借入れが必要になってくるかというふうになっておりますので、この地方債残高にも影響する可能性があるかと思っております。12ページ、13ページをお願いいたします。そういった中で、この後、持続可能な財政運営に当たってというところで、12ページは歳入を、13ページには歳出の部分を含めておりますが、取り組むべき項目については前回の長期財政見通しとほぼ同じような内容になっておりますが、その中で大きなところを申しますと、まず、歳入の確保を、12ページのほうですね、1項目めにありますように、現在3期目の策定に着手しているまち・ひと・しごと創生総合戦略でもうたっておりますが、定住促進人口増加のための企業誘致などに取り組み、成果を上げていくことが必要かということで考えております。そのほかの歳入の確保策としましては、3項目めにもありますように、令和5年度決算では過去最高の収入となったふるさと納税を原資に事業に着手するという自治体も多いことから、ふるさと納税にも強化が必要なのかなというふうに考えております。4項目めは受益者負担の適正化、5項目めでは、事業実施に当たっては、国県の補助が充てられるものがないか、そういったものを十分に調査した上で事業を実施することが必要であるというふうに考えております。13ペ

ージに移りまして、(2) 歳出の適正抑制と適正化につきましては、1 番目の公共施設マネジメントの推進にあります。本市では施設の再編・再配置計画に沿って施設の統廃合などを進めておりますが、これらの推進によって経費の抑制を図っていくということ、2 項目めは大胆な事業スクラップと予算配分の重点化ということで今年度補助金検討委員会がありました。補助金だけでなく、各課の経常的な事業の見直し、また、新規事業、継続事業を含めて事業の優先順位を見極めて、限られた財源の中で効果的に事業を進めていく必要があるというようなことで考えております。そういったところから健全な財政運営を維持していくために、本市の財政状況について、各課に把握してもらえようしっかりと、今後も情報を共有しまして、全庁的にこれらの取組を地道に進めていくことが必要かというようなことで考えております。現在新年度予算編成の最中ですが、どれぐらいの財源不足が発生するか、今年度も含めて、基金の収支の見込みなど総合的に財政状況を分析した上で必要な取組を推進してまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 投資的経費が令和7年度、8年度、9年度まで出て、令和10年度から減っていくと、先ほど説明があったとおり、いろいろな投資的な建物などが終わると、10年以降はなくなっていくので減少を見込んでいますか。

○瀬古澤財政課長 令和7、8、9年度につきましては、3か年事業計画の中で、おおよそその事業費というところが見込まれている部分がありますので、そういったものを含めているので、その分だけ投資的経費の事業費が大きくなっているというような形になっております。それ以降につきましては、3か年事業計画よりも先の話になりますので、まだ事業費が流動的というところがありますし、土浦市の総合管理計画で見込んでいる投資的経費、これだけ必要だというような45億円というところを、それぞれの年度に当て込んでいるというような形になりますので、また、来年以降、今後の事業費が明らかになってきたものが追加されるようになりますので、その部分についてはまた変更が生じてくるかというように考えております。

○篠塚委員 分かりました。投資経費、これは最低限という数字で表していて、これも増える可能性はかなりあるということですね。その場合、歳入のほうは、税収の見込みとしては、もう市税は減少をしていくことで、人口が減るから、もう、この水準を、景気が良くなっても、この水準しかないという解釈でよろしいんですかね。

○瀬古澤財政課長 投資的経費につきましては、議員おっしゃるとおり、今後の事業の内容によっては流動するものと考えております。市税につきましては、先ほどの説明でもお伝えしましたが今のところ、市税のほうは増加傾向ということで、そういった部分で見込んでおりますが、やはり人口減少というところもありますので、それに伴って市税のほうは変わっていくというようなことも考えられると思います。

○篠塚委員 今103万円の壁ということで話題になっているんですが、もし土浦市でなった場合に、減収は地方交付税で交付されるとかいろいろお話がありますけれども、減収の算定はしているんでしょうか。

○瀬古澤財政課長 市税の減収の見込みにつきましては、現在課税課のほうに確認をお願いしているところでございます。ただ、この間も県のほうの減収の見込みというところがありましたけれども、土浦市でも数十億単位での減収になるのではないかなというところで考えております。その対策につきましては、今後国がどういった形で、特例交付金でみるのか、それとも地方交付税でみるのかというような形になるかと思いますが、その原資につきましても国の財源がやはり減少するというような形になるかと思いますが、どのような形になるのかなと。ちなみに地方交付税につきましては、現在の大きな算定では、普通交付税自体の額には大きく変わりはないかとは思いますが、実際に交付決定となる額については、本来あるべき額が減収になってきますので、臨時財政対策債などで補填するような形になるのかなというところで推計しております。

○奥谷委員長 ほか、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑤パブリック・コメント実施案件について説明願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。総務市民委員会に関係する全てのパブリック・コメントの実施案件につきまして、私のほうから一括して御説明をさせていただきます。こちらでお示ししておりますとおり、本年度、総務市民委員会に関する計画等の策定につきましては、第3期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略ほか5件となります。この段階で、資料の左から3列目の実施期間において、パブリック・コメントをかけ、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、あらかじめ総務市民委員の皆様へお知らせするものでございます。なお、現段階のそれぞれの計画等(案)につきましては、サイドボックスのその他資料、計画・プラン等、パブリック・コメント、令和6年度へそれぞれ格納いたしましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥土浦市×機動警察パトレイバーコラボ事業について説明願います。

○佐々木政策企画課長 引き続き、政策企画課でございます。その他といたしまして、新たな機動警察パトレイバーとのコラボ事業について、御報告をさせていただきます。資料⑥土浦市×機動警察パトレイバーコラボ事業についてをお開き願います。1を御覧いただきまして、御案内のとおり、パトレイバーとのコラボ事業でございますが、令和4年度にパトレイバー仕様のマンホールを土浦駅周辺に設置するとともに、順次マンホールカードを作製、配布するなど、これまで様々な取組を進めてまいりました。その結果、現在本市は、全国の皆様からパトレイバーの聖地として、また多くのマンホールカードをゲットできる市として注目を集めているところでございます。2を御覧いただきまして、そのような中、今般、パトレイバー仕様のマンホールカードとしては5種類目となりますが、資料の下の写真を御覧いただきまして、日本一のれんこんと豊作くんを掛け合わせた新たなマンホールカードの発行が、下水道広報プラットフォームにおいて許可された旨、連絡があったものでございます。マンホールカードの配布開始日でございます

が、こちらは、第24弾として許可された全国37種類のデザインについて、一斉に12月20日金曜日から配布となります。配布時間でございますが、午前10時から午後5時で、場所につきましては、デザインが日本一のれんこんということもあり、農協さんの御協力のもと、小岩田にありますJA水郷つくばさんで配布いたします。なお、5種類目にして、初めて郊外での配布となりますが、様々な媒体を通して、公共交通はもちろんのこと、自転車のまちつちうらとして、積極的にレンタサイクルの活用を御案内してまいりたいと考えております。そのほか、先着1,000名の皆様に、資料右下にございます豊作くんのオリジナルステッカーを無料配布いたします。裏面を御覧いただきまして、3といたしまして、パトレイバー版のそば焼酎を販売いたしたいというものでございます。右下にデザインを付けさせていただきましたが、こちらはうる星やつら、魔法の天使クリーミィマミ、きまぐれオレンジロードなどのキャラクターデザインを手掛けたキャラクターデザイナーの高田明美さんが、この焼酎のために2か月をかけて描いたデザインでございます。この特別なデザインがプリントされたパトレイバー版土浦小町を、マンホールカードの配布と同時に販売できるよう、現在、急ピッチに準備を進めているところです。販売本数といたしましては限定30本で、今回は、白い通常の箱に、豊作くんのオリジナルステッカーを貼った箱に入れての販売となり、販売価格といたしましては2,500円としております。なお、パトレイバー仕様の化粧箱に入れての正式販売は、年明け1月中旬から小町の館や観光協会販売する予定です。説明は以上となります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料⑦土浦市公共施設等再編再配置計画に係る進捗状況等について説明願います。

○**天貝行政経営課長** それでは、資料⑦アをお願いいたします。公共施設関連の進捗状況につきまして本日3点ほど御報告させていただきます。まず1点目、1番の課題のある検討対象施設、29施設になりますけども、こちらの配置の方針原案につきましては事前に皆様に個別に御説明をさせていただいておりますので、詳しい内容は割愛させていただきますけれども、検討対象施設の配置方針につきまして、先日開催いたしました外部委員会であります策定委員会で御協議をいただきまして、配置方針の案として取りまとめたというものでございます。つづきまして、2点目、2番の先行して再編方針を検討しております五中地区における公共施設再編方針案についてです。御案内のとおり、これまで地区内の方々と意見交換をした上で、再編方針の原案を作成しまして、外部委員会の策定委員会の協議を経まして、再編方針案として取りまとめに至りましたので、その進捗について御説明をいたしたいと思っております。(1)の第2回意見交換会につきましては、地区長をはじめ24名の住民の参加のもと、提案した再編方針案に概ね賛成をいただきました。その意見交換会での内容及び第3回の案内を、広報誌11月中旬号と合わせて、五中地区内に別添のチラシの回覧を用いて周知を図ってございます。第3回目の意見交換会につきましては、梓の中に記載のように12月17日に主に報告になりま

すけれども、外部委員会を経て取りまとめた再編方針案について報告説明を行ってまいりたいと考えてございます。再編方針案につきましては、資料一つ戻りいただきまして、資料⑦のオをお願いいたします。こちらの方針案につきましては、パブリック・コメントを実施するものになりますので、これまでの取組経緯につきましても盛り込んでおりましてかなりボリュームがありますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。1ページから3ページにかけましては、これまでの取組内容についてまとめたものとなります。そのほか、7ページまで飛んでいただきまして、9月に行いましたWebアンケートについての概要をまとめたものとなります。円グラフの右側のとおり、回答者の半数がおおつ野のほうだったということもあり、棒グラフの下から三つ目に示していますようにおおつ野に移転して欲しいという意見も7件ありました。次のページをお願いいたします。再編の具体案では、御案内のとおり支所の一部サービスを公民館に移転しまして、湖畔荘の集会施設としてのサービスを公民館に移転した上で、温浴サービスを同種施設に集約するという旨を示してございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。下段の4番で公民館の施設整備方針につきまして、現施設を長寿命化プラス増築する理由としまして、枠の中に地区内の中心に位置している立地の面、それから中学校と隣接しており中学生の利用も期待できること、そして事業費の抑制を上げるとともに、下の文章の中で下から6行目以降に記しましたように、総合管理計画で掲げる公共施設管理の方針のとおり、施設を80年使用することで財政負担を軽減するという観点からも、長寿命化及び増築の妥当性を示したものです。最後に13ページをお願いいたします。10番の今後のスケジュールでは図に示しますように、来年度からの基本実施設計、そして令和9年、10年の工事を経まして、令和11年ごろにリニューアルオープンする予定でございます。これら全体に対するパブリック・コメントを募集するというものでございます。最初の資料⑦のアにお戻りいただきたいと思います。1ページの一番下の(3)支所の開所日の変更、それから移転後の名称の変更についてです。これまで閉所日につきましては今年度末を予定してございましたけれども、年度末年度始めには住所異動や納税等の手続が増えることから、利用者の利便性を勘案しまして、閉所日を1か月延期し、4月末としたいと存じます。次のページをお願いいたします。上大津公民館への移転後の名称につきましては、全てのサービスを移転するものではないことから、上大津出張所としまして、逆に全てのサービスを提供しております神立出張所を神立支所と改めるというものでございます。名称変更には行政組織条例の改正が必要になってきますことから、来年3月の第1回定例会におきまして条例改正の議案を上程させていただきたいと考えてございます。それから、枠の中の①に記載のとおり、5月上旬に機器等の引っ越し作業を行い、ゴールデンウィーク明けに上大津出張所として開所するスケジュールを考えてございます。また、②の開所後の窓口の開所日時につきましては、公民館の開館日に合わせて、月曜日の休館日を除く火曜から日曜の夕方5時15分までといたします。なお、本庁との遠隔通信により発行処理を行います戸籍証明書につきましては、市民課が休みの土曜日の発行ができないということになります。つぎに、3点目です。公共施設包括管理業務委託の公募型プロポーザルの結果でござい

ます。(2)に記載のとおり、応募者4社からプレゼンを受けまして、審査の結果、記載の事業者を優先交渉者に選定いたしました。今後は(3)のスケジュールのとおり、詳細協議を行った上で契約を締結し、来年4月から業務を開始してまいります。なお、包括管理業者から設備点検業務や修繕業務等の委託先となります市内事業者向けの説明会につきましても、市と包括管理事業者とともに開催を計画しておりますので、日時が決まりましたら、議員の皆様にもメールにてお知らせをしたいというふうに考えてございます。説明は以上です。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧補助金の見直しについての提言書について説明願います。

○瀬古澤財政課長 財政課です。資料⑧ア補助金の見直しについての提言書を願います。今年度の補助金等検討委員会につきましては、6月の事前総務市民委員会で御説明させていただきましたが、6月から9月にかけて5回開催いたしました。そのうち、2回は12件の補助金の個別審査を行いまして、全123件の補助金についての審査、そして、提言について御覧の提言書のとおり取りまとめ、去る9月30日に委員会から市長へ補助金に関する提言を行いましたので、御報告いたします。なお、本日の説明につきましては、判定された個々の補助金、いわゆる各論については触れずにこの提言書をもって概要について御説明させていただきたいと思っておりますので、御了承ください。提言書の内容につきましては、3ページのはじめにをお願いいたします。記載の内容といたしましては、地方行政に対しては多様なニーズ、需要も拡大しておりまして、限られた財源の中で、それらに対応していくには、選択と集中により事業を精査していく必要があるということ。そういった中で、補助金につきましては行政の補完的な役割を担いまして、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効的な手段ではございますが、その性質上直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるということと、財源の多くには当然のことながら市民の税金が使われているということで、その必要性や効果について説明責任があるというような中で、外部の視点、意見を踏まえまして検証し精査していくことを目的に開催しているというようなところが趣旨でございます。前回の平成30年度の開催から6年ぶりの開催となっております。4ページから7ページにつきましては、前回の検討委員会の結果と現状の補助金の内容について記載しておりまして6月議会でも御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。8ページをお願いいたします。今回審査における補助金の視点という所で、基本的には前回は踏襲しまして、平成30年度の検討委員会の結果や、それぞれ補助金の経費の内容を、目標値やその評価など、こちらに記載してある八つの項目を中心に評価をいただいたところでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。まず、9ページです。補助金につきましては、全173の補助金の中から、比較的新しい補助金や制度などによって裁量のない補助金50件を除きまして、計123件の補助金について審査をしたところでございます。その中で先ほども触れましたが、担当課を招いて直接ヒアリングなどを行い審査した個別案件となったものが12件の補助金、そのほかの

補助金につきましては、各課の補助金の自己評価シートなどを参考に、包括的に審査しております。その結果、12ページになりますが、審査による判定につきましては、7件の補助金が廃止を検討、25件の補助金が見直し、残りの91件が継続というような判定となっております。審査における委員からの主な意見としましては、13ページ、14ページにかけて記載されておまして、13ページをお願いいたします。こちら(2)の審査における視点、意見という所でございますが、大きく分けて六つのポイントで指摘がございました。主なところでは13ページの1項目め、補助対象者につきましては受益者負担の適正化や交付実績のないものについて、そちらの必要性の見極めという点、そのほか、2項目めにある目的等につきましては補助の目的の明確化など、そして14ページの2項目めにある補助金の審査全般についてでございますように、幾つかの補助金には目標などが十分に整理されていないというものが散見されるという指摘を受けております。そういった意見を踏まえまして、市では、委員会より最終的に15ページから17ページにかけて10個の提言を受けております。一つずつ読み上げますと、1番目に補助金交付基準の明確化、統一的な基準の作成、2番目に補助金対象経費の明確化、3番目に補助金の成果、効果の評価、4番目に市の目指すべき政策との整合性、5番目に補助金対象事業等の見直し、協働等による充実、6番目に補助金対象事業等の整理統合、7番目に補助率等の適正化、8番目に補助金の交付期間または終期の設定、9番目に透明性の確保、交付に当たっての審査等、最後に補助金等検討委員会の審査手法、審査集計についてというようなことでの提言となっております。多くの提言につきましては、平成30年度の補助金と検討委員会からの継続した内容となっております。これにつきましては、6番目の表題にありますように、提言というより在り方というような所でございますので、どちらかという補助金に関する普遍的な考え方というような所の提言の内容となっております。主なもので申しますと、5ページ(2)の指摘にある補助対象経費とそれ以外の経費区分を明確にすること。(3)につきましては時間の経過などにより補助金の目的や目標があやふやになっているものが見られるということで、改めて目的、目標を整理し、成果や効果についてしっかり評価した上で、事業の見直しにつなげるよう強く指摘を受けております。16ページ、(4)では市が目指すべき方向性、政策との整合性を図り、補助金の創設、効果の検証などについての指摘、5番目では例えば長期にわたって存続する補助金については社会情勢と照らし合わせて、役割を終えたと思われる補助金は廃止として、今のニーズに沿った内容についての見直しを行っていただきたいとの内容でございます。17ページに入りまして、8番目の部分では、補助金については交付期間や終期を設定し、検討委員会開催の時期だけでなく、定期的な自己検証を行い、不断の見直しを行っていくということ。そういったことを踏まえまして、10番目のところでは、6月議会の当委員会でも御指摘を受けましたが、検討委員会の開催頻度につきましては概ね5年を目安に定期的実施し、補助金の内容、執行状況について確認、見直しを図っていくというような提言を受けております。これを受けまして現時点の対応としましては6月の総務市民委員会や陳情などでも、前回の委員会では不要という判定を受けて継続されている補助金などもあるというような指摘を受け

ておりますが、今回の判定につきましても、より真摯に受け止めまして、補助金の廃止継続の判断には十分な政策的検討、判断が必要ということで、廃止を検討の判定を受けた七つの補助金につきましても、担当部局において、十分に検討していただき廃止する場合には、代替策のフォローなども含め、十分に検討した上で見直しにつなげられるよう、各課をお願いしているところでございます。見直しの判定などを受けたそのほかの補助金につきましても、提言に対して担当課では今後どのような対応をしていくかという所を整理していただきまして、財政課のほうで確認しながら、現在新年度予算の査定を行っているところでございますので、そういったところでよく注意して見直しにつなげられるようやり取りをしているところでございます。そのほか、15ページの提言の1に記載されている補助金の統一的な基準となる指針に関しましても、これまでの検討委員会からの提言を踏まえまして、これまでの検討委員会開催の積上げも踏まえまして、本市における補助金のガイドラインの作成などにも着手してまいりたいというような考えでいるところでございます。以上が今般の補助金等検討委員会の提言内容に関する報告となりますが、サイドブックス資料⑧のイのほうに、実際の補助金の判定結果を判定区分ごとに分けた一覧を掲載しておりますので、後程御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**滝田副委員長** 補助金の交付期間の、3年程度チェックするという話と5年を目安に見直しと検討していくという話があったんですけども、担当課となっておりますが、これは担当課とチェックして随時補助金に関しての在り方についての話合いが多分あるかと思うんですけども、これからどうしていくのかとか。担当課のまた下の運営している所の部分というのは、そこから情報をきちんと取れているのかなと思って質問させてもらうんですが、やはり担当課が運営する側に今後こういう感じで補助のほうで切れま、見直してください、やり方を変えてくださいとか、そういった話の内容がその運営の部分までいって、担当課のほうで話を聞いて、見直しのほうに出しているのか出していないのかという所がすごく心配な部分であって、担当課だけの一方通行で終わってしまうというよりも、全体的にその辺りをどういう感じでやっているのかなということについて、お伺いします。

○**瀬古澤財政課長** 現在、予算査定を行っているところでございますが、担当課に対しまして今回の判定結果につきましては、9月30日の提言の後に速やかに情報を提供しているところでございます。それを踏まえまして、予算編成が始まるというところで、担当課のほうとしてはヒアリングの中ではそういった交付団体とその判定結果を伝えて、今後どういうふうにやっていくのか、予算についてはどれぐらい査定のほうで対応できるのか、そういったところも踏まえて話をしていると聞いておりますので、ある程度、その部分は補助団体のほうにも話はいつているのかなというような認識でおります。そのほか、個人補助につきましても、財政課の査定の中ではやはりこれまでの実績とかそういったものを踏まえて、過剰な要求になっていないか、そういったところを踏まえまして、査定につなげているところでございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、以上としたいと思います。その他、市長公室からございますでしょうか。

○山口市長公室長 特にありません。

○奥谷委員長 委員の皆様から、執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 ないようですので、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○奥谷委員長 それでは、総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○塚本(浩)人事課長 人事課でございます。それでは、資料①に基づきまして御説明を申し上げます。本条例案につきましては、一度9月の定例会の事前委員会におきまして、フレックスタイム制の導入ということで御説明させていただいた内容について、実施に移すための条例改正でございます。1番の一部改正の理由でございますが、職員の柔軟な働き方を推進することにより、職員一人ひとりの能力の発揮、ワークライフバランスの実現及び健康の確保を図るため、フレックスタイム制を導入するための所要の改正を行うものでございます。フレックスタイム制につきましては、その下米印に記載のとおり、公務の運営に支障がないと認める範囲内で、原則4週間までの期間を一つの単位期間として、勤務時間の総量を変更せずに、1日の勤務時間を変更することができる制度でございます。2番の改正の内容ですが、まず、(1)のフレックスタイム制の導入につきましては、第3条に、任命権者は、公務の運営に支障がないと認める場合には、市規則で定めるところにより、職員の申告を経て、市規則で定める期間内の勤務時間が、1週間当たり38時間45分となるよう始業及び就業の時刻を変更することができる旨の条文を追加するものです。なお、フレックスタイム制については、条例のほか、市規則においても詳細を定める必要がございますが、その内容は、表のとおり、1日の最短勤務時間、コアタイム、フレキシブルタイム、単位期間を規定することになります。1日のうち勤務しなければならない最短勤務時間につきましては6時間、全職員共通の勤務時間帯であるコアタイムは10時から16時まで、職員本人が申告して設定できるフレキシブルタイムは、7時から22時、そして単位期間は、原則4週間と定める予定でございます。また、(2)休憩時間の柔軟化ですが、職員の1日の勤務時間に変更されることに伴い、職員の休憩時間を一斉に与えないことができる場合について、カタカナのアからウまでの三つを定めるものです。3番施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②土浦市職員の給与に関する条例の一部改正案について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは、資料②に基づきまして御説明を申し上げます。1番の一部改正の理由でございますが、本市におきましても本年4月から60歳を超えた職員について、最初の4月1日以降管理監督職以外の職に降任となる定年引上げ職員について、主任等に降任となったところでございます。しかしながら、この主任という役職につきましましては、現職の主任と定年引上げ職員等が混在することとなったため、市民等から分かりづらく、また本人自身のモチベーションの低下につながるなど課題がございました。このようなことから、定年引上げ職員の職名を調整官という職名を新設するとともに、定年退職を希望により65歳まで勤務可能な暫定再任用職員のうち、施設の管理責任等の困難な業務を処理する職員の職務の級を4級とするための所要の改正を行うものでございます。2番の改正の内容につきましては、(1)土浦市職員の給与に関する条例の別表1に定める行政職給料表等級別基準職務表中4級の職務の級に基準となる職務に、右側の改正後のとおり、2として調整官の職務、3として困難な業務を処理する主任の職務を追加するものでございます。(2)につきましては、条例の別表2で、消防職給与等級別基準職務表でございまして、内容は同様でございます。3番施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 引き続きまして、私のほうから御説明申し上げます。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)について御説明いたします。1番の補正の理由でございますが、本案につきましては、人件費について4月及び10月の人事異動による人員の増減に伴う過不足の補正や、育児休業等に伴う減額補正を行うものでございます。なお、給与改定につきまして、国家公務員においては、約30年ぶりの高水準となる引上げが人事院から勧告されましたが、これに対する法改正の時期は未定とされております。このため、給与改定に係る当市給与条例等の改正案及び必要額の補正予算につきましては、12月定例会には提出してございません。政府の検討状況を今後も注視してまいります。2番の補正額につきましては、内容を裏面にございますので次のページをお願いいたします。令和6年度第5回補正予算に係る人件費補正予算の概要でございます。

会計ごとの補正予算の状況でございます。一番上に一般会計が記載してございますが、以下、五つの特別会計も合わせて掲載してございます。御案内のとおり、人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されており、一番左の項目に会計として一般会計以下6会計の区分を記載してございます。その右側に補正前の予算額として現予算額を、さらにその右側、ほぼ中央でございまして、この補正予算額、そしてこれが今回の補正

額でございます。その右側が補正後の予算額を記載してございます。単位はいずれも1,000円単位でございます。まず、補正前の予算額というくくりの枠内の一番右の計でございますが、一般会計の人件費につきましては、補正前の予算額の計の欄でございますが、79億8,266万2,000円でございます。つぎに、中央の補正予算額のかくりの一番右側、計の欄の一般会計は、7,116万2,000円の減額で、補正後は一番右側の欄になりますが、一般会計の人件費は79億1,150万円となるところでございます。これに五つの特別会計を加えたものは、一番下の行、網掛けが掛かっている所でございますが、補正前の人件費の総額は、86億4,017万円になります。中央の補正予算額でございますが、中央のかくり一番右側、計の欄の一番下、補正予算額は総額で3,803万4,000円の減額になります。これらの補正の要因につきましては、大きく分けて二つの要因がございます。まず一つ目が、人事異動に伴う職員構成の変動によるもので、約2,100万円の減額、そして二つ目は当初の想定よりも共済費の負担金率が大きく引き下げられたことによるもので、約1,700万円の減額を見込んでございます。このことにより、一般会計と五つの特別会計の給料、職員手当等、共済費に増減が生じまして、合計で3,803万4,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の人件費の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛けの所になりますが、総額で86億213万6,000円でございます。なお、詳細につきましては、会期中の各委員会において委員会所管の会計について、委員会や予算決算委員会の各分科会において補正予算の説明をさせていただき予定となっております。現在の概要についての説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④財産の貸付けについて、本庁舎地下店舗の再契約について説明願います。

○皆藤管財課長 資料④をお願いします。こちらの案件につきましては、本庁舎地下一階を平成27年9月より一坪当たり1,000円、年額では税抜1,475万6,280円で、株式会社カスミと令和7年9月23日までの10年間で賃貸借契約を結んでいるところですが、この度、さらに10年間の再契約について合意したところですが、再契約の賃借料については、地方自治法第96条第1項第6号において、適正な対価なくして財産を譲渡し、若しくは貸し付ける場合については、議会の議決が必要の規定に該当いたしますことから、12月議会に議案として上程するものです。1番の地下店舗導入の経緯でございますが、平成25年に1坪4,224円で新庁舎整備に合わせて、市民生活の利便性確保と中心市街地の賑わいの創出を図るために、出店公募を行ったものの応募業者がなかったことから、公募要領作成時の聞き取り調査で出店意欲のあった株式会社カスミと協議を重ね、契約を締結したものです。この度の再契約についてですが、現契約において、契約書に甲及び乙は、協議の上、本契約の満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結する事ができるものとするとの記載があり、また、本年5月8日付けで株式会社カスミから新たに10年間の出店継続意向書が提出されたことから、協

議を重ねたものでございます。主な再契約の内容ですが、2番の現在の貸付期間及び更新後の貸付予定期間ですが、(1)現在の貸付期間は、平成27年9月24日から令和7年9月23日の10年間でございます。再契約の貸付期間は、(2)に記載の令和7年9月24日から令和17年9月23日までの10年間でございます。つぎに、貸付金額でありますが、3番の現在の貸付金額及び再契約の貸付金額(案)を御覧ください。(1)は、現在の貸付金額で、一坪当たり1,000円で月額では税抜き122万9,690円、年額では1,475万6,280円でございます。再契約の貸付金額は、(2)の一坪当たり930円、月額では、税抜114万3,611円、年額1,372万3,332円となり、約7パーセントの減額となるものでございます。減額の理由ですが、当初契約当時の不動産鑑定額の一坪当たり2,360円と、今回の更新に基づき実施した不動産鑑定額の一坪当たり2,202円で、下落率が約7パーセントであったため、この下落率を適用し、減額したものです。本来であれば、今回の不動産鑑定額である一坪当たり2,202円、この金額又はそれ以上が地方自治法でいう適正な対価となるところですが、930円となったことで、議案として上程するものです。4番の議案の内容でございますが、貸付けの目的、貸付けの面積、貸付けの相手方、貸付金額、貸付期間というものを、議案として上程させていただくものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、専決処分等の報告関係に移ります。資料⑤令和6年度土浦市一般会計補正予算(専決処分)について説明願います。

○細野選挙管理委員会書記次長 資料は⑤になります。令和6年度土浦市一般会計補正予算、衆議院議員選挙費について、専決処分を行いましたので御報告をいたします。このことにつきまして、2番の専決処分理由に記載のとおり、10月9日の衆議院解散に伴いまして、10月27日に総選挙が実施されることになり、選挙に係る執行経費を緊急に措置する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。3番の事業内容につきましては、記載のとおりでございます。4番の補正予算の歳入歳出額につきまして、6,009万9,000円となります。歳出の内訳としまして、主に投票管理者、立会人等の報酬、投開票事務従事者への職員の手当等、ポスター掲示板等の消耗品費、投票所入場券等の郵送代、電算業務等の委託料となっております。これらの財源につきましては、県支出金で10分の10の措置がされるために、本市の一般財源からの持出しというものはございません。5番の専決処分日につきましては、記載のとおり、衆議院が解散した10月9日付けで市長の専決処分としております。説明につきましては、以上のとおりでございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について説明願います。

○塚本(浩)人事課長 それでは、資料に基づきまして御説明を申し上げます。市長及

び副市長の給料、給料月額の特例に関する条例の制定でございます。1番の制定の趣旨でございますが、御案内のとおり、第93回土浦全国花火競技大会の中止によりまして、花火を心待ちにされていた多くの皆様に御心配と御迷惑をお掛けした道義的責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料月額を減額するものでございます。2番の制定の内容でございますが、まず、(1)減額期間でございます。本年12月1日から令和7年2月28日までの3か月間でございます。(2)の減額割合でございますが、市長については給料月額20パーセント、副市長につきましては、給料月額10パーセントでございます。3番に条例制定に伴い減額となる額を記載してございます。市長につきましては給料月額が96万8,000円の20パーセントを3か月分として、58万800円。それから期末手当いわゆるボーナスでございますが、186万4,610円の20パーセントで、37万2,922円を合わせまして、合計で95万3,722円の減額となります。なお、表の下に米印で記載させていただきましたが、期末手当につきましては12月1日が基準日となることから、12月1日には減額後の給料月額を基礎とするため、期末手当も減額となるということでございます。つぎに、副市長ですが、給料月額79万円の10パーセントを3か月分といたしまして23万7,000円、期末手当152万1,737円の10パーセントで、15万2,174円を合わせまして、合計で38万9,170円の減額となります。二人合わせますと134万2,896円の減額となるものでございます。4番の施行期日ですが、令和6年12月1日で3か月間とございますので、令和7年2月28日限り、効力が失われるようにするものでございます。5番の専決処分日につきましては、令和6年11月19日でございます。2ページ以降は案文、それから3ページ以降に制定内容説明書を添付させていただいてございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、報告事項に移ります。資料⑦刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、説明願います。

○細野総務課長 総務課でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明をいたします。こちらにつきましては、来年3月市議会に提出する条例案の事前の報告になります。最初に、関係条例を整理するに至る経緯を御説明いたします。令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、公布されたところです。その改正の中で、刑罰規定である懲役と禁固という2種類の刑罰が単一化されまして、新たに拘禁系が創出されたことに伴いまして、本市条例の中で、罰則や人の資格に定められている懲役、禁固の用語を改正するものでございます。刑法のこの改正は、令和7年6月1日から施行されますので、条例案につきましては、令和7年3月の市議会定例会に提出する予定でございます。つづきまして、2番の刑法改正の趣旨でございます。最初に、懲役と禁固の違いは、刑務作業が義務付けられているか否かということになりますが、受刑者の特性に応じて、改善更生及び再犯防止を図るために、刑務作業を義務付けせず、必要な指導を行うなど、より柔軟な処遇の実施を可能にするというも

のでございます。受刑者の特性に応じてということで、懲役刑と禁固刑の現状の課題としまして、懲役は刑務作業に時間がとられ、必要な指導や教育を受ける時間が十分にとれない。例えば、学力が十分でないために、社会にうまく適応できないという受刑者につきましては、再犯防止のためには、十分な教育を受けることが重要であるのに、懲役では、そのための時間が十分に取れないということがございます。一方禁固刑では、刑務所に収監されるというだけなんですけど、多くの受刑者が自ら刑務作業を行うということを出しているという現状がございまして、懲役刑と禁固刑が刑の執行において、実質的に変わらず、量刑を分けた意味合いが薄れてきているということがあるようでございます。3番の条例の内容ですが、条例の中で、罰則や人の資格、こちらに定められている懲役禁固の用語を拘禁刑に改正いたします。改正の方法としまして、該当する条例それぞれに改正するのではなく、刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例として、一つの整理条例にまとめて改正をいたします。4番の対象となる条例につきましては、記載のとおり七つの条例になります。1番から3番までの条例が人の資格、4番以降が罰則になります。例えば、1番につきましては、職員の給与に関する条例、こちらについては、期末手当の支給制限に関わるもので、離職した日から支給日までの間に、禁固以上の刑に処せられた場合は、期末手当を不支給にすると。2番につきましては、消防団員で禁固以上の刑に処せられたものは、退職報償金を支給しない。そして4番ですね、埋立区域の面積によって届け出が必要になりますが、それに違反した時の罰則としまして、2年以下の懲役または100万以下の罰金と、5番につきましては、個人情報等を不正に取得して利用したものに対する罰則としまして、2年以下の懲役または100万以下の罰金というような規定になっております。つづきまして、5番その他でございまして、刑罰に関する条例改正でありますので、水戸検察庁へ関係資料を送付しまして、協議をさせていただいているところでありまして、問題がないと思料されるという回答があれば終了となります。参考としまして、刑法の懲役、禁固に係る改正前後の条文を示させていただきました。下の枠の改正後の条文の3項では拘禁刑に処せられた者には改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるとされております。説明につきましては以上でございまして。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑧市職員等の旅費制度の見直しについて、説明願います。

○塚本(浩)人事課長 資料⑧に基づきまして、御説明いたします。今回の説明につきましては、旅費に係ります条例案を令和7年3月市議会定例会に提出する予定でありますことから、事前に御説明を申し上げるものでございます。1の経緯でございまして、まず(1)社会情勢の変化に対する対応や、旅費に関する事務負担軽減のため国家公務員等の旅費に関する法律及び法律施行令が、令和7年4月1日に施行される予定となっております。(2)ですが、一方、市職員等を含む地方公務員につきましては、地方公務員法第27条第4項におきまして、職員の勤務時間その他職員の給与を以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう

に、適当な配慮が払われなければならないとされているところでございます。旅費制度につきましては、この条文のその他職員の給与以外の勤務条件に当たりますことから、国家公務員に準じ、市職員等の旅費制度を見直すものでございます。2番の見直し案の概要でございますが、旅費の種目といたしまして左側に縦書きで交通費、宿泊費等、その他とございます。まず、交通費のうち鉄道賃につきましては、これまで片道100キロメートル以上としていた特急料金の支給制限が廃止となります。このため東京等への出張等につきましても特急の利用が可能となります。船賃、航空賃につきましては変更ございません。その他の交通費といたしまして、これまで1キロ37円と定額としていた車賃は廃止となり、実費支給に変更となります。つぎに、宿泊費等でございますが、県内外の別のみで一律で支給しておりました宿泊料は、都道府県ごとに上限額を定め、実費支給となります。また、旅費の支給につきましては、これまで旅行者本人に支払われておりましたが、近年は旅行業者からパック旅行商品、鉄道賃と宿泊費がセットとなった商品がありますことから、直接旅行業者に支払いも可能とする包括宿泊費を新たに設けるものでございます。つぎに、宿泊を伴わない出張、いわゆる日帰りの出張につきましても、これまで支給されていた日当は廃止となります。宿泊を伴う出張の場合には、1夜につき2,400円の手当が支給となるものでございます。その他の転居費、着後滞在費、家族移転費等は、本市での支給実績はございませんが、国家公務員に準じて見直すものでございます。3番今後の予定でございますが、ただ今申し上げました見直しにつきましては、来年4月1日からの予定となっておりますので、関係する条例を令和7年の3月の市議会定例会に提出する予定とございます。関係条例につきましては、以下(1)から(5)の五つの条例についてでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑨職場のハラスメントに関するアンケートの結果について、説明願います。

○塚本(浩)人事課長 人事課でございます。それでは、資料⑨に基づき御説明申し上げます。職場のハラスメントに関するアンケートの結果についてでございます。本年9月に実施したハラスメントに関するアンケートの結果がまとまりましたので、概要を御報告いたします。このアンケートにつきましては、会計年度任用職員を含む全ての一般職員を対象としておりまして、回答率は60.8パーセントとなっております。(1)職場の人間関係については、87.1パーセントが「大変良好」又は「まあまあ良好」と回答しております。また、(2)は、昨年11月に「ハラスメント行為は絶対に容認しません」という市長メッセージの後の意識の変化についての設問ですが、55.9パーセントが、ハラスメントを意識するようになったと回答しております。(3)職場のセクシャルハラスメントについては、87.9パーセントが「見たことも聞いたこともない」と回答しております。次のページになります。(4)職場のパワーハラスメントについては、62.3パーセントが「受けたことも見聞きしたこともない」とする一方で、16.3パーセントが「受けたと感じたことがある」と回答しております。(5)職場の妊娠、出産、

育児又は介護に関するハラスメントにつきましては、96.4パーセントが「受けたことも見聞きしたこともない」と回答しております。最後に、(6)職場のカスタマーハラスメントについては、61.7パーセントが「受けたことも見聞きしたこともない」とする一方で、23.6パーセントが「受けたと感じたことがある」と回答しております。今回のアンケート調査の結果を踏まえまして、引き続き、ハラスメントのない職場づくりに努めるとともに、今後、カスタマーハラスメント対策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。報告は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員 このアンケートの結果なんですが、職場の人間関係で、約10パーセントがあまり良好ではないというふうに答えているのと、それから、過去のハラスメントで、性的な冗談というのが53パーセントあるということなんですが、まずその10パーセントの良好でない関係者のほうほどのような対処をしていくことを検討しているのか。それから、この性的な冗談というのは、多分自覚の問題しかないと思うので、その辺の教育はどのようにしていくのか、お答えいただきたい。

○塚本(浩)人事課長 まず、1点目の職場の人間関係についてでございますが、やはりパワーハラスメントということが、必ずしもゼロではないというようなこともございまして、やはりそういった部分で若い方がパワーハラスメントを受けているというような感じを受けている職員も一部にはいるのも事実でございます。そういったことから、本人があまり良好ではないと感じているのではないかなというふうに考えてございます。また、セクシャルハラスメントにつきましては、多少情報はこちらのほうにも入ってございまして、この性的な冗談、からかいの話につきましては、男性の上司から女性の部下ということではなくて、男性同士の先輩後輩、あるいは同僚、そういったことからのからかいとか、冗談という情報も入ってございます。この辺につきましては、引き続きですね、パワーハラスメント、いろいろなハラスメントの形態がございまして、こういったものを無くしていくための機運の醸成を図っていくとともに、相談体制の強化をして、相談しやすい環境を作ってまいりたいと考えているところでございます。

○小坂委員 ハラスメントっていうふうに言われているのはよく聞いていますし、アンケートもこんな感じなんだなあという感じなんですが、一般的には、私の聞くところによると本人がハラスメントと感じたらハラスメントだということなんで、基準っていうのはあるんでしょうかということ、いつもその辺分からないなと思いつつ聞いていますけど、どうなんだろう、何かあるんですかね。

○塚本(哲)総務部長 私のほうから御説明させていただきます。パワーハラスメントにつきましては、やはり部下の指導という部分が一番ポイントになってまいりまして、その指導の範囲を超えているというところは、パワーハラスメントに該当してくるということかなというふうに思っております。本人が受けたと感じるばかりでなくて、やはり客観的に見て、それは指導の範囲を超えているというようなところがまず入ってくるかなというふうに思っております。それから、セクシャルハラスメント等につきましては、職場の環境が壊されるとか、乱されるとか、そういったところも基準となっ

てございますので、もちろんその本人が感じる部分というのも大きいですが、職場環境が乱れるというところが大きいところかなというふうに感じてございます。

○柳澤委員 5番のいわゆるこれマタハラとかそういうことについてなんでしょか。まずはですね、ほかのアンケートについてもそうだと思うんですが、この右側のこんなことがあったよというふうにアンケート答えてらっしゃる方々は、この左の中、左のグラフの中の、受けたと感じたことがある人たち、またはその見聞きしたことがある人たちが御回答いただいているということによろしいでしょうか。

○塚本(浩)人事課長 基本的には受けたことがあるという方が答えているものかと思えます。あとマタハラというお話がございましたが、厚労省のほうではマタニティハラスメントいわゆるマタハラに限らず、介護の部分もハラスメントということで、今現在は妊娠出産育児または介護にということで、文言としてマタニティハラスメントという言葉ではなかったのだからこういうふうに直させていただいてございます。以上でございます。

○柳澤委員 ありがとうございます。今から聞くことがクリティカルな問題ではないと思うんですけども、例えば男性職員で育児休暇を取り、また取りたいという申請があった、また、取った実態があったというのはあるんでしょうか。

○塚本(浩)人事課長 現在男性職員についても育児の休暇制度がございまして、休みを取っているという実績もございまして。

○柳澤委員 ありがとうございます。ほかのハラスメントに関してもそうなんですが、権利としてある制度の理由の請求ですね、その阻害ですとか、そもそも利用したことに対する嫌がらせというのをですね、職場の状況を見ながらというのはどうしてもなると思うんですが、ただ、そういった権利が侵害されないようには、十分留意していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑩債権放棄の実施について説明願います。

○北島納税課長 資料⑩債権放棄の実施について、御報告させていただきます。本市における債権管理につきましては、御案内のとおり、昨年度納税課内に債権管理室を設け、本年2月には、債権管理の適正化に向け、土浦市債権管理基本方針を策定いたしまして、債権管理事務の適正な執行について全庁的に取り組んでいるところでございます。この度の議会におきまして、回収の見込みのない債権について、債権放棄の議案を提出させていただくこととなりますが、本市では初めての議案となりますことから、概要について御説明をさせていただきます。資料の説明に入ります前に、改めまして簡単に債権の分類等について説明をさせていただきます。資料4ページの参考の資料を御覧いただきたいと思います。上の箱が債権の分類となります。債権は公法上の原因に基づいて発生する公債権と私法上の原因に基づいて発生する私債権がございまして。公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権の2種類に分類されまして、それぞれ性質の異なるものとなっております。下の表が、各債権の特徴をまとめたものになっております。大

きな特徴の一つに、下から2段目の債権の消滅がございまして、例えば左側の縦列を御覧になっていただきまして、公債権の強制徴収公債権の列を御覧になっていただきますと、強制徴収公債権は、時効期間の経過によりまして、自動的に債権が消滅することとなっております。一番下の段にありますとおり、市税や国保税などがこれに当たりますが、あらゆる徴収努力をした結果、徴収できずに時効期間を迎えてしまったという場合、自動的に債権が消滅しますので、消滅した債権については不納欠損処理を行いまして、9月議会で審議いただく決算書においても、不納欠損欄に数字が計上されているといったものになってございます。この度の議会におきまして、債権放棄の議案として提出させていただきますのは、右側の列、黒枠の部分になってございます私債権でございまして、債権の主な例としては一番下の段に記載のような債権となりますが、これら私債権は、時効期間が経過しても自動的に債権は消滅せずに、債権を消滅させるためには債務者である相手方が時効の援用といいまして、時効を主張するかもしくは債権者である本市が債権を放棄しなければ、消滅しないといった性質のものになってございます。こうしたことから、例えば相手方が居所不明で連絡が取れないといった場合、相手方から時効の援用も得ることができませんので、時効経過後も債権は残り続けてしまいまして、不納欠損処理もできないということから、決算書においては収入未済額の欄に過去の未収債権が積み上がっていきってしまうといった状況になってございます。去る9月議会の予算決算委員会におきましては、令和5年度の決算の認定に当たり、長期間にわたり収入未済となっている債権については、財政健全化の観点から不納欠損の手続を今後段階的かつ適切に取り組むよう努めることとの御指摘もいただいたところでございます。このようなことから、この度の議会において時効期間が過ぎ、回収不能な私債権について債権放棄の議案を提出させていただくものでございます。それでは、1ページにお戻りいただきまして、資料の説明をさせていただきます。はじめに、1の債権放棄の意義を御覧ください。1行目債権放棄とは、債権者の一方的な意思表示により債務の返済を免除することを言います。3行目になります。徴収努力を尽くしてもなお徴収が事実上困難と認められる債権につきましては、事務の効率化の観点から法令にのっとり、債権を消滅させた上で、不納欠損を行うことで、その債権の管理を終了するのが合理的となります。しかしながら、その下のこのような債権のうちで始まる段落のゴシック体に下線で示した欄を御覧いただきまして、先ほど御説明しましたとおり、私債権は時効が完成しても債権が当然に消滅せず、これを消滅させるためには債務者が時効の完成を主張しない限り、債権者である本市が債権放棄をする必要がございまして、下から6行目の、ここで始まる段落を御覧ください。地方公共団体が債権放棄をすることは、地方自治法の規定により、議会の議決を受けなければなりません。従いまして、下から3行目の同じくゴシック体に下線で示した部分を御覧いただきたいと思っております。今後はこのような債権につきましては、昨年度制定いたしました土浦市債権管理基本方針に基づき、債権放棄に関する統一的な基準のもと、権利の放棄について議会の議決を受けた上で、債権を消滅させることで債権管理の適正化を図ってまいりたいと思っております。つぎに、大きな2番の債権放棄の基準を御覧いただきたいと思っております。現在想定される債権放棄の

基準は、ここに示しておりますとおり、(1) から (4) まで四つございます。詳細は後程御覧いただきたく存じますが、(1) と (2) につきましては債務者が生活困窮状態にある、破産したなど、債務者の経済的な事情から、(3) につきましては債務者が失踪、行方不明などにより居場所が分からないなど、債務者の物理的な事象から徴収が事実上困難であると考えられるものでございます。今回の債権放棄は先ほどから御説明のとおりゴシック体でお示しております(4)の時効が完成した私債権について実施したいと考えております。つぎに、裏面にかけて3番債権の放棄の具体的な理由の例は、ただ今御説明させていただいた債権放棄の基準を踏まえ、具体的な理由につき、三つの例を示しておりますので、こちらにつきましても詳細は後程御覧いただきたく存じます。2ページの大きな4番、債権放棄の議案についてを御覧ください。1行目にございますとおり、債権放棄の議案の提出に当たっては、それぞれの案件ごとに徴収可能性について再度検討を行った上で、債権放棄が適当と判断したものから順次議案を提出してまいります。また、下から2行目のなおで始まる段落を御覧いただきたいと思ひます。議案につきましては、議会の所管委員会が分かれないう、1債権ごとに一つの議案として提出いたしまして、所管委員会での対応は担当課が行ってまいります。つぎに、5番令和6年12月議会で債権放棄する債権を御覧いただきたいと思ひます。12月議会で債権放棄の議案を提出する債権は、この表に掲げてあるとおり、1行目にございます国保年金課が担当する出産費資金貸付金から、下から3行目にございます水道課が担当する水道使用料までの五つの課で担当する六つの私債権となります。総務市民委員会で審議いただく議案はございませぬが、今議会の議案書では、議案第99号から議案第104号となつてございます。なお、この表の下から2行目の学校給食費につきましては、以前は各学校で管理していたことから、現在学校給食センターにおきまして、改めて債権の状況調査中とございます。従ひまして、ここでお示しておりますとおり、学校給食費につきましては、現時点では早ければ来年の3月議会以降、順次債権放棄を行うことを予定してございます。以上12月議会で債権放棄の議案をお願いする際、債務者数と債権額の合計は、この表の一番下の行にございますとおり、552人に対する約2,306万円の債権となつてございます。つぎに、6番不納欠損を御覧いただきたいと思ひます。1行目を御覧いただきまして、不納欠損とは調定済の歳入が将来的に納入されないうことが確実になつた場合に会計上の予算から除去するための決算上の取扱いのこととございます。その下債権はで始まる4行目以降の段落を御覧いただきたいと思ひます。債権は不納欠損により、会計上の予算から除去しない限り、その債権の管理を終了することができないことから、債権放棄について議会の議決を受けた債権につきましては、議決後速やかに不納欠損を行います。不納欠損を行った債権につきましては、次年度の9月議会において決算認定を受けることとなります。つぎに、3ページの7番県内自治体の債権放棄の事例を御覧いただきたいと思ひます。当課で把握している県内自治体の債権放棄の状況とございます。県内では、水戸市、稲敷市のほか7市につきましては既に債権放棄を実施してござひまして、取手市、牛久市ほか18市につきましては、債権放棄を行つていない状況となつてございます。なお、参考といたしまして、水戸市の債権放

棄の状況を表としてお示ししてございます。表の下の米印のゴシック体でもお示ししているところでございますが、水戸市においても、本市が今後議会において提出予定の債権放棄の議案と同様の債権につきまして、債権放棄のほうを既に実施しているといった状況でございます。債権放棄についての説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○目黒委員 5番のこの表にそれぞれ時効が完成したためとございますが、その時効というのはどのぐらいの期間で決められているのか、教えてください。

○北島納税課長 時効については現在ですね、概ね5年間となっております。地方自治法においては債権に関する消滅時効について規定を設けておりまして、概ね5年なんですけれども、そのほか、個別に法で定められているといったものもございます。

○目黒委員 ありがとうございます。法で定められている部分と市で取り決めしている部分が両方あるということで、そういう認識でよろしいですかね。

○北島納税課長 5年以内のもの、個別のものについてはその根拠法令がございまして、そちらのほうで定められている場合がございます。それ以外のものについては概ね5年と考えていただいて結構だと思います。

○菅井委員 私も以前保育料を払っていただけなくて、直接訪問したり、会社に連絡したりっていうことを過去に私は行ったことがあったんですけど、いろいろ努力されているというところは、お話伺っているんですけども、やはり訪問してもなかなか直接お話できないだとか、あと職場に連絡してもつながらないということは、結構多い話なんですか。

○北島納税課長 徴収に当たっては督促、それから文書催告、電話催告、それから、委員からもございましたとおり、臨戸催告などの徴収努力を行ってございます。しかしながら、今回債権放棄を実施する債権につきましても、その多くは債務者の経済的事情により長期にわたり徴収が進まずに、努力した結果、時効が完成してしまったというようなものでございます。

○菅井委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、そのほか、総務部からございますでしょうか。

○塚本(哲)総務部長 特にございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

○柳澤委員 資料が戻ってしまうんですが、1番のフレックス制度の導入についての御質問なんですけども、以前いただいた資料だと分かりやすかったんですが、コアタイムを10時から16時までというふうにあります、以前も同様の質問をしたんですが、そこにその前後に時間をくっつける形でしか取れないということでもよろしいでしょうか。

○塚本(浩)人事課長 人事課でございます。基本的には10時から4時までが必ず職員がいなければならぬ時間帯となりますので、今委員からお話ありましたとおり、その前後に時間を割り振るということとなります。

○柳澤委員 ありがとうございます。今回の導入の理由の中で、ワークライフバランスの実現なんていうふうなこと、いわゆる働きやすさみたいなどころあると思うんですが、そういったところで言いますと、可能であれば当然管理の問題も絡んでくると思うんですけれども、10時から、朝の7時から例えば入って16時までやって、残りの1時間や2時間やろう、ちょっと1回離れて、例えばまた6時、7時ぐらい戻ってくるとか、そういったことが可能になってくると、本当に職員の方々ももっともっと働きやすいのかなというふうになってくると思いますので、ちょっと御一考いただければなど。

○塚本（浩）人事課長 まだ本市においてはですね、フレックスをこれから導入というところがございますので、実際に運用していく中で様々な課題も出てくるのではないかと感じておりますので、一部で勤務の管理の部分のほうとして、あまりこう間を空けて戻ってくるとなると、非常に難しくなるところもありますので、とりあえず一旦これで進めさせていただいて、その中で検討させていただきたいと存じます。

○篠塚委員 11月16日に開催されました土浦市総合防災訓練及び班別初動対応訓練についてのいろいろな課題とか、これからどうするかということが出たと思うので、後で結構ですので、報告をしていただければと思います。

○塚本（哲）総務部長 今回の訓練に参加された方が120人ぐらいで、グループウェアのメールを使いまして班単位ではなくて個別にどう感じたかを、メールで回答いただいています。その結果をまとめまして、若干時間が掛かりますが、総務市民委員会のほうにも報告させていただきたいとそうように思います。

○奥谷委員長 私もそれに関しては非常に良い試みだなというふうに思いますので、また、いろいろ想定を変えるなり、やはり年に1回ではなくてですね、いろいろな方が参加をして、何度かやることも大事かなと思いますので、そこも含めて御検討いただければと思います。あと、私のほうから1点。今回の定例会で当総務委員会に陳情が2件付託されることになると思います。その中で総務部が関連する案件として、明るく正しい選挙の啓発に関する陳情というものが付託される予定でございます。今日は内容を御説明いただくのは難しいと思いますので、詳細は本委員会の中で少し御説明をいただきたいというふうに思っております。我々も事前に確認をしたいところもありますので、それに関連する資料を、後程、サイドブックスの中に掲載をしていただければというふうに思いますが、大丈夫でしょうか。

○細野総務課長 陳情の中身を確認しまして、関連する資料を提示したいと思っております。よろしく申し上げます。

○奥谷委員長 お手数ですがよろしくお願いいいたします。それでは、以上となります。総務部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。それでは、ここで暫時休憩といたします。午後の再開を1時15分から再開とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

（総務部退席）

（休憩 午後0時15分）

（再開 午後1時15分）

(市民生活部入室)

○**奥谷委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づきまして資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)提案型共助社会づくり支援事業について、執行部より説明願います。

○**大貫市民活動課長** 市民活動課でございます。それでは、サイドブックの市民生活部資料①ア令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)についての提案型共助社会づくり支援事業を御覧ください。はじめに、1の補正理由でございますが、この事業は茨城県が実施しております事業で、子供や高齢者の居場所づくり、また、移動販売車による買い物困難者支援など、地域の喫緊の課題解決に向けた取組を実施するNPOや企業等に対しまして、県と市がそれぞれ対象事業費の3分の1を上限として助成するものでございます。今年度は土浦市内の事業者から茨城県への期限内の申請がなかったことから、土浦市のほうの補助金を使う予定が今年度はもう無くなったことに基づきまして、減額補正をお願いするものでございます。資料の2の補正予算額につきましては、歳入がこの事業の財源であります20款繰入金、2項基金繰入金、3目1節協働のまちづくり基金繰入金を160万4,000円減額いたしまして、歳出のほうは2款総務費、1項総務管理費、12目地区コミュニティ活動推進事業費、18節負担金補助及び交付金として166万6,000円を減額補正するものでございます。説明は以上になります。

○**奥谷委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○**目黒委員** こちらの事業なんですけれども、過去にどういった内容の事業が採用されたのか、分かれば教えてください。

○**大貫市民活動課長** 過去の事例なんですけど、土浦市の補助としては、これまで実績はございませんで、0件でございます。

○**奥谷委員長** ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○**奥谷委員長** つぎに、資料①イ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、地区公民館管理運営事業について説明願います。

○**大貫市民活動課長** つづきまして、資料①のイをお願いいたします。同じく令和6年度一般会計補正予算の地区公民館管理運営事業でございます。こちらは各地区公民館、市内8館ございますがこちらの報酬及び需用費につきまして、補正をお願いするものでございます。はじめに、資料の1の今回の補正理由ですが、報酬につきましては、茨城県による最低賃金改定がございまして、それを踏まえ、本市においても会計年度任用職員の一部の報酬単価を本年10月より改定いたしました。そのため、令和7年1月以降、来年以降に予算額の不足が見込まれるものでございます。つづきまして、需用費でございますが、本年の記録的猛暑等による電気料等の使用料の増加、また電気料金の高騰によりまして、今後予算額の不足が見込まれるものでございます。以上のことから、各地区公民館における報酬及び需用費の増額補正をお願いするものでございます。2の補正予算額ですが、歳出につきましては、9款教育費、4項社会教育費、6目公民館費にお

いて、1節報酬の非常勤職員報酬等を18万4,000円増額補正をお願いします。また、10節需用費における光熱水費の電気料、上下水道料を94万3,000円増額補正をお願いします。各公民館ごとの内訳につきましては、下に記載させていただいた表のとおりとなりますが、今回は二中地区、六中地区、新治地区の3館の公民館が該当となっております。なお、そのほかの公民館につきましては、現時点では当初予算の範囲内で対応できる見込みとなっております。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○目黒委員 この三つの公民館なんですけれども、料金の値上げもあると思うんですが、利用者が増えたとかそれ以外にも何か原因が考えられることございますか。

○大貫市民活動課長 それ以外の理由ということで、詳細なデータをちょっと今持っていないんですが、各公民館に確認しましたところ、一中の裏にある生涯学習館が今年度末で閉館になるということで、そこでこれまで同好会さんですとか講座を行っている定期利用されている団体さんの閉館後の受け皿というか受入れ先としまして各地区公民館のほうを教育委員会のほうで希望をとって、今いろいろ調整をしているところでございます。その中で、調整が済んで、4月からはこの公民館でやりますという団体さんの中で、一部もう既に新しい活動先といいますか公民館で活動を定期的に始めた団体さんがありまして、その分定期利用が増えて全体的に上がっているという状況はございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 資料①ウ令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)、ごみ処理対策事業について説明願います。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。引き続き、一般会計補正予算(第5回)(案)につきまして御説明申し上げます。資料のほうは①のウごみ処理対策事業のほうを御覧いただきたいと存じます。こちらの補正予算は本市指定ごみ袋受注等委託の次年度契約に伴う債務負担行為の設定でございます。まず、1番の債務負担行為の理由でございますが、御案内のとおり、本市では御家庭から出される燃やせるごみ、燃やせないごみにつきまして、処理手数料の有料化を行っているところでございまして、それらの指定ごみ袋の販売を各地区、173の販売取扱店にお願いしているところでございます。指定ごみ袋の販売に当たりましては、その取扱店舗とごみ袋製造業者との在庫調整などの保守管理業務をはじめ、受注から配送までの流通管理業務、さらには、代金の請求や徴収、市への納付などの収納管理をごみ袋受注に係る包括的な業務として委託しております。本業務につきましては、取扱店に対し継続的かつ円滑な対応が求められますことから、受託者が変更となった場合においても、支障が出ないように、次年度の当初業務に向けた準備期間を確保するため、債務負担行為の限度額設定をお願いし、契約に当たるものでございます。2番の債務負担行為の内容でございますが、補正予算額は4款衛生費、3項清掃費、2目ごみ処理費におきまして、1,703万円を計上させていただいております。年度別の内訳につきましては、今年度は準備期間でありますことから、ゼロ債務となりまして、全額次年度の支出となるものでございます。なお、今後のスケジ

ジュールにつきましては、今回の議会で債務負担行為の議決を頂戴しましたら、年明けの入札により委託業者を決定し、4月からの準備を進めてまいりたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、報告事項に移ります。資料②パロアルト市姉妹都市締結15周年記念訪問団の派遣報告について、説明願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。それでは、サイドブックの資料②パロアルト市姉妹都市締結15周年記念訪問団の派遣報告についてをお願いいたします。こちらは9月の総務市民委員会でも御説明をさせていただいておりますが、本市とアメリカパロアルト市との姉妹都市締結から本年で15周年を迎えることから、パロアルト市からの招待もございまして、両市の友好関係をより一層深いものとするために、安藤市長をはじめとする訪問団を派遣したものでございます。日程は10月3日から7日の5日間、3泊5日で実施いたしました。4の参加者につきましては、安藤市長、市議会から島岡議長に加えまして、本市の国際交流に日頃から御尽力をいただいております土浦市国際交流協会から、青木会長以下5名の方、また随員職員2名の合計9名を派遣しております。訪問内容につきましては、パロアルト市長への表敬訪問のほか、パロアルト市関係者との意見交換会を実施しております。また、パロアルト市の国際交流の窓口となっております民間団体ネイバーズアブロード主催による姉妹都市締結15周年記念祝賀会に出席いたしました。その他、市内の日本語クラスのある中学校や、公共図書館の見学をさせていただき、訪問した1校のうちJLS中学校では、15周年を記念しまして本市の花でもございます桜の木の記念植樹をしていただきました。2ページ以降に、その時の写真を幾つか掲載させていただきましたので御説明をいたします。2ページ目の3枚、少し大きめの写真でございますが、こちらはパロアルト市長表敬訪問と意見交換会の際の写真です。一番上の写真は、15周年記念としまして、安藤市長からパロアルト市のグリアストーン市長へ、本市大畑地区のからかさ万灯の花火玉のレプリカをお送りしたものでございます。これは、両市の交流が旧新治村で始まった民間交流がきっかけとなったことから、旧新治村の代表的な催事でありますからかさ万灯の花火玉を送ったものです。また、2枚目はパロアルト市庁舎内の市議会議場での記念撮影でございます。3枚目は意見交換会の様子を写したものです。つづきまして、3ページ目ですが、こちらは上から順に記念祝賀会、2番目が記念植樹、3番目が中学校や図書館の見学風景、一番下がパロアルト市内にあります世界的にも有名な名門スタンフォード大学を見学させていただいた際の写真でございます。なお、記念祝賀会には、在サンフランシスコ日本国総領事館の水野領事にも御出席いただき、御挨拶をいただきました。そのほか、パロアルト市長など60名以上の方々が出席され、大変温かいおもてなしをいただきましたことを御報告いたします。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○滝田副委員長 姉妹都市の15周年の内容というのは、広報紙とかそういった部分に

掲載というか、せっかく良い交流事業なので市民が分かるように周知するという部分は何かあるんでしょうか。

○大貫市民活動課長 市の広報紙への掲載ですが、今のところ予定はしてありませんが、国際交流協会のほうで独自に発行しております広報紙があるんですが、そちらのほうでは、掲載させていただく予定で考えております。

○滝田副委員長 ありがとうございます。できれば、本庁舎でもいいので、こういったものを貼り出していただけると、すごく市民も分かりやすいのかなという部分もあるし、今度20周年を迎えるわけですけれども、それに向けて、より一層海外との交流という部分を周知していただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○大貫市民活動課長 ありがとうございます。広報の考え方について検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料③友好交流都市台南市への団体視察の実施について、説明願います。

○大貫市民活動課長 市民活動課でございます。資料③友好交流都市台南市への団体視察の実施についてを御覧ください。こちらの視察につきましては、はじめに、資料の1の事業の概要で御説明いたします。台南市とは、令和5年4月に友好交流都市を締結しておりますが、その際本市が取り組んでおります自転車、れんこん、花火、この主要な事業を台南市との共通点として持っていたことから、両市の様々な分野で交流を深めるため、友好交流協定を締結したものでございます。今回につきましては、今後の両市の交流を進め、友好関係を深めていくために、市長をはじめとする視察団を派遣し、本市の魅力のPRなどを実施するものでございます。2の日程ですが、来年1月16日から19日の4日間、3泊4日を予定しております。4の参加者につきましては、市長のほか、市議会からも御参加いただくことになっております。どうぞよろしくお願いいたします。そのほか、関係団体随行等で15名程度を予定しております。視察等の内容につきましては、台南市長の表敬訪問、本市の主要事業であります先ほど御説明いたしました自転車、れんこん、花火のPR、意見交換会、施設見学を予定しております。6はこれまでの経緯を記載させていただいております。説明は以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料④土浦市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の対象者拡大について、説明願います。

○中山生活安全課長 生活安全課でございます。資料は資料④、資料④別添と二つございますので、御覧いただきたいと思います。まず、資料④のほうでございます。土浦市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の対象者拡大ということでございます。趣旨でございますが、高校生相当の方及び65歳以上の方を対象に本年6月から補助申請の受付をしまいましたが、現在のところ、高校生の補助申請が低調でございます。ヘルメ

ット着用率が低く、死傷事故に遭う確率がほかの年代よりも高いことから、特に高校生になる市民が当制度を利用しやすくヘルメットの着用率を少しでも向上できるよう、補助要綱を一部改正いたしまして、対象者を拡大するものでございます。内容でございますが、高校生相当の方を、15歳に達する日後の最初の4月1日からとしておりましたが、15歳に達する年度の1月1日からとすることで、中学校卒業前に高校の入学準備をする方も利用できるようにするものでございます。今年度予算から対応したく、2月からこの拡大枠の受付開始を目指しております。別添の説明資料といたしましては、改正の新旧対照表と改正要綱案も添付させていただきましたので、併せて御参照いただきたいと思います。なお、この拡大につきましては広報紙等でお知らせするとともに、市内の中学校及び新治義務教育学校の中学校3年生にチラシを配布して、利用できるようになりますよというお知らせをしようと考えております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員 自転車のまちということもありまして、交通安全についてヘルメットを被ってという補助金ということで、私も自転車に乗っていますのでこういうものがあるというふうなふうに思いました。ただ、今のお話だと利用者が高校生は本当少ないよということなので、まずどの程度なのか、数字的に予算化したんだけど、例えば50パーセントなのか80パーセントなのか、予算の消化率と、それと、学校側に、例えば啓発するとかそういうことも何かこれから考えなくてはならない。チラシはもちろん配られるということなんですが、そういったことも併せて分ければ。

○中山生活安全課長 現在のヘルメットの補助の申請状況でございますが、まず11月中旬までの申請状況は101人でございます。内訳といたしまして19人、18.8パーセントが高校生で、残りの82人、81.2パーセントが65歳以上の方ということでございます。予算につきましては、制度を当初に御説明したとおり、補助額は、購入額の2分の1、2,000円を上限ということで、80万円予算をいただきましたので、2,000円で割りますと、400人相当分になります。そのうち、今のところを101人の申請ということでございますので、300人ほどまだ枠があるということで、今年度予算から対応できるように周知のほうをしていきたいと考えております。また、これからの周知の方法ということでございますが、中学校にはチラシを配布予定でございますが、引き続き、警察等とも連携しながら、市内の高校に対しても機会あるごとにヘルメットの着用というのを訴えかけていきたいと考えております。ちなみに、自転車問題対策協議会と合同で、市内の高校に対しましては中学校もそうですが、ポスターとチラシを年に1回新1年生に対して配布しております。それには自転車の安全な利用に対する広報啓発ということで、その中にも当然ヘルメットの着用というのが入っております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○奥谷委員長 ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私のほうから1点だけ確認なんですけど、あと残り300名の枠があると、

対象者が大体1,000人ぐらい市内に学生さんいらっしゃるということですが、これは、これが通った場合は、先着順にとりあえず400名分ということで、残りは次年度とそういう形になるのでしょうか。

○中山生活安全課長 もうこの時期ですので、予算の範囲内ということで残りの300人弱になりますが、その予算の枠の中で対応したいと考えております。それ以降はまた来年度ということで、年度ごとですので、3月中に買ったものをということが対象になります。

○奥谷委員長 分かりました。ありがとうございます。つぎに、資料⑤軽自動車税用住所証明書の取扱いについて、説明願います。

○菊田市民課長 市民課です。よろしく願いいたします。資料の⑤で、軽自動車税用住所証明書の取扱いについてでございます。1番の概要ですが、軽自動車税用住所証明書につきましては、昭和46年当時、軽自動車税登録などの際に住民票等の住所を証する書類を添付する義務付けがなく、住所が不正確で納税通知書の返戻など課税上支障をきたしていたことから、茨城県からの通知によりまして当該通知を無料で交付することとしておりました。その後には、法令によりまして、軽自動車の新規検査申請のときなどには、住民票等の住所を証する書類の添付が義務付けられて、一般的には、住民票などを有料で取得して添付するというような扱いになっているところなんですけれども、茨城県と千葉県と香川県、この3県だけ、特例的に市町村が住所証明書を無料で交付しているという状況が続いている状況でございます。今般、地方公共団体の基幹業務システムの統一標準化というものがございまして、令和7年度までにそのシステムを標準準拠システムへ移行するというようになっておまして、そうなりますと、この現在発行している証明書がシステム上発行できなくなるということになってまいります。こうしたことから、行政サービスに対しての受益者負担の適正化も考慮した上で取扱うことと考へまして、2番の今後の対応でございますが、これまで無料で発行していた軽自動車税を住所証明書、これを廃止して、通常の有料の住民票抄本を交付するというような扱いをしてまいりたいと考えております。3番の実施予定日につきましては、システムの標準化の実施予定日としての令和7年5月7日から実施してまいりたいと考えているものでございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑥郵便局における特定の事務の取扱いの運用について説明願います。

○菊田市民課長 資料の⑥と資料の⑥の別添を用意してございます。資料の⑥でございますが、郵便局における特定の事務の取扱いの運用についての1番の概要につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づきまして、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、平成22年11月1日から、市内の三つの郵便局、山ノ荘小、土浦宍塚、土浦中村の郵便局におきまして、各種証明書、戸籍や納税証明、住民票などの発行業務を実施してい

るところでございます。この発行業務のうち、証明書等の交付業務で、戸籍附票を除くものにつきましては、平成28年度からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付というものが開始されまして、コンビニ交付の利用件数は年々増加しておりますけれども、三つの郵便局における利用件数は年々減少しているという状況でございます。また、戸籍証明書につきましては、令和6年3月1日から戸籍の広域交付というものが始まりまして、全国のどこの市町村の役所でも、全国どこの本籍地の戸籍でもとれるようになったということでございますけれども、これが開始して、戸籍の届け出のときにこれまで婚姻とか転籍など、新しい戸籍を編成する場合には、役所のほうで戸籍を要求していたところだったんですけれども、この広域交付で全国どこの戸籍であっても役所のほうで見れるようになりました。ですので、戸籍謄本の添付が不要になっております。このように戸籍証明書を利用する機会が減少している状況でもございます。また、令和5年度から郵便局における手数料算定基礎の見直しがございます、経費が大幅に増加している状況です。こうした状況を鑑みまして、今後の運用につきましては、この郵便局における特定の事務の取扱いにつきましては終了する方向で進めてまいりたいと考えております。2番の運用終了予定日は令和7年3月31日でございます。3番の今後の予定につきましては、まず、本日総務市民委員会で報告させていただいて、その後に全議員の皆様へ御報告させていただきたいと思っております。本資料はメールで送らせていただきたいと思っております。そして令和6年12月から令和7年3月の間で住民の方々に周知、そして郵便局とも正式に協議を進めてまいります。令和7年3月には、特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しという議案を提出させていただきまして、議決が得られれば、令和7年3月31日に運用を終了するという予定でございます。次のページの4番として参考データを載せさせていただいております。①の証明書等交付の利用状況につきましては、郵便局での交付件数は年々減少しております。一方コンビニ交付のほうは年々増加しているという状況でございます。また、②の運用に係る経費につきましては、算定の基礎の見直しで、令和5年度から事務手数料の見直しがあったんですけれども、4年度と5年度の手数を比べますと9万9,000円から58万3,000円と大幅に手数料が増加しているという状況でございます。①の証明書交付証明書等交付の利用状況、これの詳細につきましては、⑥の別添という資料で、その内訳をお示しさせていただいております。資料⑥別添を御覧いただきたいと思っております。資料⑥別添で、郵便局とコンビニでの証明書の取扱いを令和3年度、4年度、5年度とそれぞれお示しさせていただいております。戸籍につきましては、コンビニのほうは対応はしていないんですけれども、まず、令和3年度で見ますと、年間の件数で15件くらいです。その内訳が山ノ荘、土浦宍塚、土浦中村とございますけれども、月あたりにすると、月1件から2件程度というようなことで、3年、4年と件数は少し異なりますけれども、少ない状況ではございます。また、戸籍以外につきましては、住民票ですとか、印鑑登録証明税、税証明につきましては、コンビニ交付もできるようにはなっております。件数を見ると明らかなのですけれども、郵便局のほうは年々減少している一方、コンビニのほうは年々利用者が増加しているという状況でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料⑦外国人市民に向けたごみの分別方法等に係る周知について説明願います。

○羽成環境衛生課長 環境衛生課でございます。つづきまして、外国人市民に向けたごみの分別方法等に係る周知につきまして、御説明申し上げます。資料は⑦を御覧いただきたいと存じます。こちらは家庭ごみを集積所に出す際のごみの分け方や、ごみ出しのルール、また、市で収集できないごみなどについてを外国人市民の方々に周知する取組の御案内でございます。まず、1番の現在の状況でございますが、御家庭から出されまますごみにつきましては、燃やせるもの、燃やせないもの、生ごみ、資源物など、様々なものがございまして、どのようなものがどのごみに該当し、それをどういった方法でいつ集積所へ出したらよいかなどをなかなか分かりづらいこともございますので、御案内のとおり、ホームページや家庭にお配りしておりますパンフレット、チラシなどを通じて、皆様に周知を図っているところでございます。そのような中、近年、外国人市民が非常に増えているところでございまして、もちろん全て外国人市民が原因というわけではございませんが、地区のごみ集積所への不適正排出が多く見られるようになりまして、そういった方々に起因する町内会等からの相談、また、問合せのほうも多く頂戴している状況でございます。そのようなことから、外国人市民に向けた分別方法等に係る周知、こちらが課題であると捉えているところでございます。つきましては2番新たな周知といたしまして、(1)から(3)に記載しました媒体、多言語版パンフレットなどの配布や多言語動画の配信により、外国人市民の方々に正しいごみの分け方、また出し方などについての理解を深めていただくというものでございます。こちらは地区からの相談などに応じまして、昨年度から整備を進めていたものでありまして、既にホームページ上に掲載しているものもございしますが、現在作成中の動画ができ上がりましたら、改めまして、各地区や管理会社などへの案内チラシを作成配布させていただきまして、さらなる周知に努めてまいりたいと存じます。また、案内チラシにはQRコードなどを入れまして、直接、スマートフォンなどからも確認いただけるようにしたいと考えてございます。チラシのほうができ上がりましたらお渡しさせていただきたいと考えておりますので、今後地区からの相談などありました際には、是非御活用いただきたく存じます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 そのほか、市民生活部からございますでしょうか。

○中山生活安全課長 環境保全課と生活安全課からでございます。去る10月12日に霞ヶ浦文化体育会館において合同開催いたしました第19回土浦市環境展、土浦市消費生活展2024でございますが、皆様方におかれましては、お忙しい中御臨席を賜りまして誠にありがとうございました。おかげさまをもちまして、約3,000人の方に御来場いただき、大盛況のうちに終了することができました。来場者の

アンケート結果におきましても、良かった、楽しかったという好意的な御意見を多数いただいております。おかげさまで無事成功できましたことを御礼申し上げます。以上でございます。

○奥谷委員長 ありがとうございます。年々大分浸透してきているのかなという感じも見受けられますので、引き続き、よろしく願いいたします。ほかに、ございますか。

○水田市民生活部長 そのほかございません。

○奥谷委員長 ないようですので、委員の皆様から、執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私の方から1点。今回の定例会におきまして、陳情が当委員会に2件付託されております。その中の市民生活部に関連するものとして、土浦市さわやか環境条例に関する陳情がございます。今日は御説明はなかなか難しいと思いますので、その辺りの説明を本委員会の中でしていただくというふうに考えておりますけれども、それに先立って条例の中身ですとか、そこに関係する資料をタブレットの中に事前に入れていただければ我々も事前に目を通すことができるかなというふうに思いますので、そういった準備をお願いしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○羽成環境衛生課長 さわやか環境条例の資料ということでございます。一度作らせていただいて、委員長のほうにもお目通しいただいて、必要なものあれば追加してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○奥谷委員長 どうぞよろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。